

記入例・年金受給中の一時金精算希望者

退職年金精算請求書

「第1・第2退職年金及び・加算年金受給者用」

基金欄			
-----	--	--	--

ポストに
投函する日

年金証書に記載の
番号を記入

必ず本人印を押印

本人氏名

		年金証書番号	20123		令和 3 年 5 月 1 日
裁 定 請	氏名	フリガナ アキバ キヨシ 秋葉 清	(印) 認印	性別 男・女	生年月日 昭和 31 年 5 月 2 日
	住所	フリガナ チヨダク イワモトチョウ 3-2-1 Yマンション301 〒(101-0032) 千代田区岩本町3丁目2-1 Yマンション301			
	連絡先 TEL. 03 (1234) 0031	様方			
	年金種類	年金精算率	現受給の年金選択率	必要書類	受給開始後5年以上の場合
(例) 第1年金 100%のうち 50%を一時金 で受給	第1	100% → 50%	100% ※ 50%	1. 年金証書 2. 退職所得の受給に関する申告書 (税務署所定用紙) 3. 退職所得の源泉徴収票 (退職した事業所で発行のもの) ・加算年金100%受給者のみ	受給開始後5年未満の場合 * 左記の1. ~3. の書類及び精算事由書並びに 4. 年金精算事由の証明書 例: (1)住宅、家財等の災害 → 罹災を証明する公的書類 (2)債務弁済困難 → 借用証書(コピー)又は債務残高証明 (3)長期入院等 → 医師の診断書又は入院証明等 (4)その他、(1)~(3)に準ずる事情 → 予めご照会ください
	加算	100% → 50%	100% ※ 67% ※ 34%		
	※ 第2 又は基本2	100%	1) 該当箇所に○をつけてください。 2) ※の該当者は100%精算のみ可能		

ゆうちょの場合、
記号5桁・番号8桁
を記入

口座番号は
右詰で記入

請求上の注意

- 年金受給開始後5年を経過した日以後、保証期間内に年金精算(年金に代えて一時金での受給)をすることができます。ご希望の場合は、前述の期間内にご請求ください。
- 年金受給開始後5年未満で年金精算をご希望の場合は、次のいずれかの事由に該当の場合に限ります。
 - (1)災害により住宅又は家財等に著しい損害を受けた場合
 - (2)債務を弁済することが困難な場合
 - (3)心身に重大な損害を受け、又は長期入院をした場合
 - (4)その他、(1)~(3)に準ずる事情がある場合
- 年金精算率(一時金選択率)については、第1年金100%、加算年金100%又は67%の受給者は、その50%を年金精算し、50%を年金受給の継続ができます。
- 「退職所得の受給に関する申告書」の用紙は、基金から送付します。

加入者番号	
基金欄	年金支払 年 月分迄()
金	精算前 第1、第2、加算、基本、基本2
	精算後 第1、第2、加算、基本、基本2、無し
使	年金裁定 改定、失権、年 月分
	精算時年齢 歳 ヲ月(残期間 年 ヲ月)
用	選択一時金: 入力コード(83) 受付
欄	裁定 年 月分
	支払 年 月 日

※ 年金受給開始後5年未満の場合は、別途「精算事由書(資金が必要となった事情を詳しく記載)」及び「年金精算事由の証明書」が必要です。